

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
行方市社会福祉協議会訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人行方市社会福祉協議会が設置する、行方市社会福祉協議会訪問介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）（以下、「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、居宅介護及び行動援護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護等を適切かつ効果的に行うものとする。

2 居宅介護等の実施にあたっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人行方市社会福祉協議会訪問介護事業所
- (2) 所在地 茨城県行方市玉造甲478番地1
上記以外の事業所の所在地
茨城県行方市麻生2744番地23

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（行方市社会福祉協議会事務局長兼務）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令において規定されている居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 介護福祉士等 1名以上（介護員兼務）

サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 訪問介護員等 3名以上（常勤及び非常勤職員）

訪問介護員は居宅介護計画に基づき居宅介護等の提供に当たる。

訪問介護員の人数は必要に応じて増減する。

- (4) 事務職員 1名（常勤兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。（国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までの年末年始を除く。）

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、営業時間外でも電話等により連絡可能な体制をとる。
- (3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。(12月29日から翌年1月3日までの年末年始を除く。ただし、管理者が特に必要と認めるときはこの限りではない。)
- (4) サービス提供時間 午前6時から午後8時までとする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 事業の主たる対象の障害の種類は、特定しないものとする。

(訪問介護の内容)

第7条 事業所で行う居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介助
 - オ 身体の清拭, 洗髪
 - カ 通院等の介助
- (3) 家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯, 補修
 - ウ 住居等の掃除, 整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (4) 日常生活支援に関する内容
日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対して、日常生活支援（身体介護、家事援助、見守り等の支援）を行う。
- (5) 行動援護
外出時及び外出の前後に予防的対応、制御的対応及び身体介護的対応
- (6) 重度訪問介護に関する内容
重度の肢体不自由者であって常時介護を要する者に対して、身体介護、家事援助、外出時における移動中の介護等の支援を行う。
- (7) 同行援護に関する内容
 - ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
 - イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - ウ 排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- (8) 前各号に掲げる便宜に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、事業所を起点として片道1km当たり30円で積算した額を交通費として徴収する。この場合は、通常の事業実施地域にかかる部分については徴収しない。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サー

ビスの費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法第17条の10第1項に規定する指定施設支援、又は知的障害者福祉法第15条の11第1項に規定する指定施設支援を受けたときは、当該支給決定障害者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額、身体障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第17条の10第2項第2号に掲げる額(同法第17条の13の2の規定の適用がある場合にあっては、同法第17条の10第2項第2号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額)及び知的障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第15条の11第2項第2号に掲げる額(同法第15条の14の2の規定の適用がある場合にあっては、同法第15条の11第2項第2号に掲げる額を下回る範囲内において市町村長が定めた額)の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援及び知的障害者福祉法による指定施設支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業実施地域は、行方市の全域とする。

(緊急時における対応方法)

第11条 現に居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した居宅介護等に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての重要事項)

第15条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修機会を次のとおりも設けるものとし、また、業務体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者は、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲をこえたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

7 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

8 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

9 事業所は、利用者等に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。

10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。